

○岩手県警察証明事務取扱いに関する訓令

(昭和40年12月20日警察本部訓令第17号)

[沿革] 昭和44年2月警察本部訓令第2号、9月第21号、45年3月第4号、47年5月第11号、54年3月第13号、55年5月第8号、平成5年4月第7号、15年3月第8号、28年3月第5号改正

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

岩手県警察証明事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

岩手県警察証明事務取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県警察（以下「警察」という。）における証明事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明事務の処理)

第2条 課長等及び署長は、出願者の願出により証明事務を処理するものとする。

(証明事項)

第3条 警察において行う証明は、所管の行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ行うものとする。

第4条 前条による事実の証明ができない場合、当該事案の証明にかえて単に形式的に届出を受理した旨の証明は、次の各号のいずれかに該当すると認められるもののほかは行わないものとする。

- (1) 現に法律、政令により警察の証明を要することが規定されているもの
- (2) その証明を行う官公庁等がなく、証明が得られない場合は、出願者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (3) 警察の証明を求める官公庁等において、警察の証明がない場合には、事務の取扱い上著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適當である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適當であるもの
- (4) その他特別な事情が認められるもの

2 次に掲げるものの遺失及び盗難の届出については、前項の各号のいずれかに該当するものと認め、取り扱うものとする。

- (1) 在留カード
- (2) 特別永住者証明書
- (3) 外国人登録証明書
- (4) 旅券
- (5) 雑損控除の対象となる物件（雑損控除申請のため）
- (6) 有価証券等（公示催告手続申立てのため）

(証明事務取扱上の注意)

第5条 証明事務の取扱いにあたっては、次の各号に掲げる事項に留意し、取扱いを慎重にしなければならない。

- (1) 証明内容の確認手続きを適正にすること。
- (2) 証明を必要とする事由を確認すること。
- (3) 出願者が適当な当事者であることを確認すること。
- (4) 民事事件等に悪用されるおそれのある事項は除外すること。
- (5) 証明書の発給枚数は、諸般の事情を参しゃくして必要な限度にとどめること。

(証明願の受理)

第6条 証明申請の受理は、事実証明願（様式第1号）又は届出証明願（様式第2号）を2通提出させ行うものとする。

(証明の方法)

第7条 証明は、願書の余白に証明文、証明年月日および証明者官職氏名を記載し、公印を押印して交付するものとする。ただし、様式の定めあるものにあつては、当該用紙によるものとする。

(証明願書の保管要領)

第8条 証明願書は、受付順に保管し、処理状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則 (昭和44年2月10日警察本部訓令第2号)

この訓令は、昭和44年2月10日から施行する。

附 則 (昭和44年9月26日警察本部訓令第21号)

1 この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際厚生官付を命じられている者は、別に辞令を發せられない限り、厚生課に勤務を命じられたものとする。

附 則 (昭和45年3月31日警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年5月27日警察本部訓令第11号)

この訓令は、制定の日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。

附 則 (昭和54年3月31日警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年5月19日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和55年5月19日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年4月1日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

|                |       |           |
|----------------|-------|-----------|
|                |       | 年 月 日     |
| 殿              |       |           |
|                |       | 住所        |
|                |       | 職業        |
|                |       | 氏名 ㊟      |
|                | 事実証明願 |           |
|                |       | のため必要なので、 |
| 次の事実を証明してください。 |       |           |
|                | 記     |           |
| 上記の事実を証明します。   |       |           |

年 月 日

証明者

官職 氏名

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日

殿

住所

職業

氏名

届出証明願

のため必要なので、

次のとおり届出したことを証明してください。

記

1 届出年月日

2 届出内容

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者

官職 氏名